

第 2 3 号 議 案 品 川 区 特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例

1 制 定 理 由

令和 8 年 4 月 より 全 国 で 本 格 実 施 す る 「こ ども 誰 で も 通 園 制 度」で は、児 童 福 祉 法 に 基 づ く 「乳 児 等 通 園 支 援 事 業」と し て 認 可 さ れ た 事 業 者 の う ち、区 が 子 ども ・ 子 育 て 支 援 法 に 基 づ く 「特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業」で あ る こ と を 確 認 し た も の を 「乳 児 等 の た め の 支 援 給 付」（公 定 価 格）に よ る 財 政 支 援 の 対 象 と す る こ と と な る。

今 般、特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準（令 和 7 年 内 閣 府 令 第 95 号）が 令 和 7 年 11 月 14 日 に 公 布 さ れ、令 和 8 年 4 月 1 日 に 施 行 さ れ る こ と と な っ た こ と か ら、区 は こ れ に 従 い、基 準 条 例 を 制 定 す る。

2 制 定 内 容（概 要）

① 趣 旨（第 1 条）

特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る。

② 特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 者 の 一 般 原 則（第 3 条）

全 て の 子 ども が 健 や か に 成 長 す る た め に 適 切 な 環 境 を 等 し く 確 保 し な け れ ば な ら な い こ と 等 を 規 定。

③ 利 用 定 員 に 関 す る 基 準（第 4 条）

特 定 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 者 は、1 時 間 当 た り の 利 用 定 員 を 定 め る こ と 等 を 規 定。

④ 運 営 に 関 す る 基 準（第 5 条 か ら 第 3 3 条）

緊 急 時 等 の 対 応（第 1 8 条）、運 営 規 程（第 2 0 条）、勤 務 体 制 の 確 保 等（第 2 1 条）等、運 営 に 関 す る 基 準 を 規 定。

3 条 例 案

別 紙 1 の と お り

4 施 行 日

令 和 8 年 4 月 1 日

5 参 考

別 紙 2 「品 川 区 乳 児 等 通 園 支 援 事 業（こ ども 誰 で も 通 園 制 度）の 実 施 に つ い て」の と お り

【別紙1】品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思および人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のた

め、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況および当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせんおよび要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により区が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育および特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基

準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項および第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談および援助)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する区への通知)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分または第 13 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）もしくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）またはその職員に対し、支給対象小学校就学

前子どもまたはその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもまたは乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により区が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該区の職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区および当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - (1) 第 15 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第 12 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第 19 条の規定による区への通知に係る記録
 - (4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第 31 条第 3 項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 34 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものまたは想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、または提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の

部分中「の交付または提出」とあり、および「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、または提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

品川区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

乳児等通園支援事業

すべての子どもたちの健やかな育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て世帯に対する働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保育所や幼稚園などに通っていない就学前の児童を対象とし、月一定時間、保育要件の有無にかかわらず、保育所等を利用できる制度で、令和8年4月より全国の自治体で実施が義務化されます。

品川区では、これまで保育所等に入所していない満3歳児未満の乳幼児を対象とした施策として「未就園児定期預かり事業（トキメキ☆ドキドキ トキドキ保育）」を令和5年度から実施してまいりました。区はこれまでの経験を生かし、国事業に拡充して「品川区乳児等通園支援事業」を以下のとおり実施いたします。

1 対象年齢

保育所等に在園していない0歳6か月～2歳の子ども（満3歳に達した年度末迄）

2 実施予定施設数等

私立認可保育所・公設民営保育所・認証保育所・私立幼稚園等 60 施設

※ 今後、法人の意向や審査状況により変更の可能性があります。

【内訳】

・地域別

品川	東大井・八潮	大崎	大井	五反田	荏原
12	5	6	8	12	17

・施設種別

認可保育所	認定こども園	地域型	認証	認可外	幼稚園
37	3	13	3	3	1

・実施方法

一般型	余裕活用型
11	49

3 利用時間等

(1) 利用時間

子ども 1 人当たり月 30 時間（上限）【区独自】

※利用時間は令和 6 年度に区が実施した試行的事業の 1 人当たり平均利用時間。東京都の補助事業を活用し、国の示す上限（月 10 時間）を超える対応とする。

(2) 利用料金

無償【区独自】

(3) 利用方法

定期利用（利用する曜日や時間帯を固定し、特定の事業所を定期的に利用する形態）

4 実施方法

(1) 一般型（専任職員を配置し、専用室等で乳幼児を預かる方法）

・在園児の保育体制とは別に、従事者を配置する。

(2) 余裕活用型（保育所等において、空き枠を活用して乳幼児等を預かる方法）

・定員内での受入れのため、各クラスの保育者による受け入れが基本。

5 利用の流れ

① 認定申請 利用者は、Web 上から利用のための認定申請を実施

② 初回面談申込 利用者は、区の認定後、総合支援システムで面談申込

③ 初回面談 事業者は、利用に必要な情報の聞き取り等を実施

④ 予約・利用 利用者は、総合支援システムで予約し利用開始

6 今後のスケジュール

3 月・利用者周知（広報紙・ホームページ等）後、利用申請受付

・認可基準条例改正、確認基準条例制定

7 参考（根拠法令等）

	施設・職員配置等認可基準 (児童福祉法)	給付対象施設等確認基準 (子ども・子育て支援法)
認可保育所等	品川区児童福祉施設の設備 および運営の基準に関する 条例	品川区特定教育・保育施設およ び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例
乳児等通園支援事業	品川区乳児等通園支援事業 の設備および運営の基準に 関する条例	品川区特定乳児等通園支援事 業の運営の基準に関する条例

実施予定施設一覧

No.	事業所名	設置者	所在地	施設種別		乳児等通園支援事業定員			
						0歳児	1歳児	2歳児	
(1) 品川地区	1	アイ保育園	社会福祉法人愛誠会	品川区東品川一丁目36番11号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	2	アンジェリカ東品川保育園	株式会社アンジェリカ	品川区東品川四丁目8番8号 新幹ビル1階	認可保育所	余裕活用品	※1		
	3	キッズガーデン北品川	株式会社Smile Project	品川区北品川六丁目7番22号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	4	くりのき保育園	社会福祉法人あざみ会	品川区南品川四丁目1番11号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	5	子育て交流ルーム品川宿おばちゃんち	特定非営利活動法人ふれあいの家-おばちゃんち	品川区北品川二丁目19番6号	認可外保育施設	一般型	2	2	1
	6	しいのみ保育園	社会福祉法人あざみ会	品川区南品川二丁目15番14号	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	7	ソラストおおいまち保育園	株式会社ソラスト	品川区南品川六丁目3番4号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	8	とうかいどう保育園	社会福祉法人恵正福祉会	品川区南品川一丁目2番11号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	9	どんぐり保育園	社会福祉法人あざみ会	品川区南品川二丁目9番25号	認可保育所	一般型	3	0	0
	10	なぎさ通り保育園	社会福祉法人あざみ会	品川区南品川二丁目15番6号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	11	ひがしやつまま保育園	品川区(運営委託先:ライクキッズ株式会社)	品川区北品川一丁目16番4号	認可保育所	一般型	0	10	10
	12	みずなら保育園	社会福祉法人あざみ会	品川区東品川三丁目21番10号	認可保育所	一般型	2	0	0
(2) 東大井・八潮地区	13	おうち保育園おおいまち	特定非営利活動法人フローレンス	品川区東大井六丁目11番9号 武内ハイツ101号室	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	14	大井町えほん保育園	株式会社アンジェリカ	品川区東大井五丁目21番9号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	15	キッズガーデン南大井	株式会社Smile Project	品川区南大井六丁目26番2号 大森ベルポートB館	認可保育所	余裕活用品	※1		
	16	ユニバース・ナーサリー大森	ユニバース開発株式会社	品川区南大井六丁目28番10号 新木ビル2階	認証保育所	一般型	1	1	1
	17	八潮中央保育園	社会福祉法人品川総合福祉センター	品川区八潮五丁目10番60号 101	認可保育所	余裕活用品	※1		
(3) 大崎地区	18	内山 尚恵	内山 尚恵	品川区西品川二丁目21番5号	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	19	コスモアカデミー品川	幼児活動研究会株式会社	品川区戸越五丁目4番3号 アズ品川ビル1階	認可外保育施設	一般型	0	10	10
	20	サニーチャイルドとごし	坂本産業株式会社	品川区平塚一丁目13番9号 ヴェルステージ戸越101	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	21	BunBu学院 Jr 戸越園	株式会社BunBuKids	品川区戸越五丁目4番3号 アズ品川ビル202	認証保育所	一般型	1	1	1
	22	星のおうち大崎	株式会社城南ナーサリー	品川区大崎三丁目19番15号 アポロ大崎	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
23	めるへんキッズ戸越	株式会社めるへんキッズ	品川区豊町一丁目4番9号 ジュピター戸越	地域型保育事業	余裕活用品	※1			
(4) 大井地区	24	キッズガーデン品川豊町	株式会社Smile Project	品川区豊町五丁目13番15号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	25	サニーチャイルドにしおおい	坂本産業株式会社	品川区二葉二丁目21番6号	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	26	品川学藝保育園	学校法人三浦学園	品川区豊町二丁目16番12号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	27	小学館アカデミーアトレ大井町保育園	株式会社小学館アカデミー	品川区大井一丁目1番1号 アトレ大井町2 3F	認証保育所	一般型	3	0	0
	28	ソラストなかのぶ保育園	株式会社ソラスト	品川区二葉四丁目2番13号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	29	西大井えほん保育園	株式会社アンジェリカ	品川区西大井六丁目7番1号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	30	はぐはぐキッズ西大井	はぐはぐキッズ株式会社	品川区西大井二丁目4番6号	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	31	はぐはぐキッズ二葉	はぐはぐキッズ株式会社	品川区二葉四丁目3番8号	認可保育所	余裕活用品	※1		
(5) 五反田地区	32	石井こども園	社会福祉法人朝日会	品川区小山二丁目6番15号	認定こども園	余裕活用品	※1		
	33	インターナショナル不動産えほん保育園	株式会社アンジェリカ	品川区西五反田三丁目12番12号 グランウフ保坂1.2階	認可保育所	余裕活用品	※1		
	34	ウィズブック保育園西五反田	株式会社アイ・エス・シー	品川区西五反田三丁目8番8号 NTT大崎ビル1F	認可保育所	余裕活用品	※1		
	35	おうち保育園ごたんだ	特定非営利活動法人フローレンス	品川区東五反田二丁目16番2号 オーバルコート大	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	36	キッズガーデン五反田駅前	株式会社Smile Project	品川区西五反田一丁目29番2号 吾作ビル	認可保育所	余裕活用品	※1		
	37	キッズガーデン品川上大崎	株式会社Smile Project	品川区上大崎四丁目5番37号 本多電機ビル1、2階	認可保育所	余裕活用品	※1		
	38	キッズガーデン品川西五反田	株式会社Smile Project	品川区西五反田八丁目10番21号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	39	ソラストふどうまえば保育園	株式会社ソラスト	品川区西五反田五丁目6番38号	認可保育所	余裕活用品	※1		

No.	事業所名	設置者	所在地	施設種別		乳児等通園支援事業定員		
						0歳児	1歳児	2歳児
(5) 五反田地区	40 たから保育園	社会福祉法人ぷらいむキッズ	品川区西五反田四丁目11番18号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	41 チャイルド minder 小山台東	特定非営利活動法人家庭的保育支援協会	品川区小山台一丁目25番10号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	42 認定こども園こっこる	社会福祉法人大和学園福祉会	品川区西五反田三丁目1番3号	認定こども園	余裕活用品	※1		
	43 ポピンズナーサリースクール目黒	株式会社ポピンズエデュケア	品川区西五反田三丁目4番10号 目黒MARCレジデンスタワー2階	認可保育所	一般型	1	2	1
(6) 荏原地区	44 アライアンス幼稚園	宗教法人 日本基督教団むさし小山教会	品川区小山四丁目4番13号	私立幼稚園	一般型	0	0	12
	45 ウイズブック保育園荏原	株式会社アイ・エス・シー	品川区荏原六丁目12番15号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	46 ウイズブック保育園武蔵小山	株式会社アイ・エス・シー	品川区小山四丁目4番7号 BPRプレイス武蔵小山	認可保育所	余裕活用品	※1		
	47 ウイズブック保育園武蔵小山パルズ	株式会社アイ・エス・シー	品川区小山四丁目14番10号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	48 キッズガーデン品川洗足	株式会社 Smile Project	品川区小山七丁目11番6号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	49 子育て交流ルーム昭和通りおばちゃんち	特定非営利活動法人ふれあいの家-おばちゃんち	品川区西中延二丁目18番1号	認可外保育施設	一般型	2	2	2
	50 品川大和保育園	社会福祉法人大和福祉事業センター	品川区小山四丁目3番9号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	51 ソラストえばら保育園	株式会社ソラスト	品川区中延二丁目6番4号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	52 ソラストむさしこやま保育園	株式会社ソラスト	品川区小山五丁目9番16号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	53 チャイルド minder 荏原中延	特定非営利活動法人家庭的保育支援協会	品川区中延二丁目5番10号 ASCビル101号	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	54 チャイルド minder 平塚荏原	特定非営利活動法人家庭的保育支援協会	品川区平塚二丁目14番1号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	55 とごしの杜保育園	社会福祉法人恵正福祉会	品川区平塚二丁目18番19号	認可保育所	余裕活用品	※1		
	56 はぐはぐキッズ荏原町	はぐはぐキッズ株式会社	品川区中延五丁目6番9号	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	57 はぐはぐキッズこども園中延	はぐはぐキッズ株式会社	品川区中延三丁目13番16号	認定こども園	余裕活用品	※1		
	58 ミントリーフ西小山園Ⅰ	株式会社グランドクロス	品川区小山六丁目8番13号 マイキャッスル西小山1階	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
	59 ミントリーフ西小山園Ⅱ	株式会社グランドクロス	品川区小山六丁目8番13号 マイキャッスル西小山1階	地域型保育事業	余裕活用品	※1		
60 モニカ荏原中延園	株式会社モニカ	品川区東中延一丁目6番2号	認可保育所	余裕活用品	※1			

※1 余裕活用品は、受入対象年齢のうち保育所等の定員に空きがある歳児のみ募集を行います。在園児数の状況により、受け入れ人数が変わります。

※2 開設日は、令和8年4月1日を予定(しいのみ保育園(令和8年5月1日)、ポピンズナーサリースクール目黒(令和8年6月1日)を除く)。

